

東京都廃棄物処理施設の審査手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）及び令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の設置又は変更（以下「処理施設の設置等」という。）の手続に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請書 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第2項及び第15条第2項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第5条の3第1項及び第12条の9第1項に規定する申請書をいう。
- 二 調査書 法第8条第3項及び法第9条第2項において準用する法第8条第3項並びに法第15条第3項及び第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項に規定する生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類をいう。
- 三 申請者 処理施設の設置等を申請する者をいう。
- 四 関係地域 次のいずれかに該当する区市町村をいう。ただし、処理施設の設置等が東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号。以下「評価条例」という。）第2条第5号の対象事業に該当する場合にあっては、同条例第49条第1項に規定する事業段階関係地域とする。
- イ 処理施設の設置等が予定されている区市町村
- ロ 次の各号に掲げる処理施設の種類ごとに、当該各号に掲げる区市町村

- (1) 一般廃棄物処理施設のうち焼却施設又は産業廃棄物処理施設のうち焼却施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設若しくはポリ塩化ビフェニル処理施設

処理施設から排出ガスを排出する場合にあっては煙突等から排出される排出ガスの最大着地濃度の地点をプルーフ式等で算出し当該煙突等から当該地点までの距離の概ね2倍程度の範囲の地域を管轄する区市町村、処理施設からの排水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域（湖沼、港湾及び沿岸海域を除く。(2)において同じ。）に排出する場合にあっては排水口から低水量時に当該排水が100倍に希釈されるまでの距離の2倍程度の範囲の流域を管轄する区市町村、処理施設からの排水を港湾及び沿岸海域に排出

する場合にあつては排出口から新田式等の概略予測手法により予測された拡散範囲までの距離の2倍程度の範囲の地域を管轄する区市町村

(2) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設のうち最終処分場

処理施設からの排水を水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域に排出する場合にあつては排出口から低水量時に当該排水が100倍に希釈されるまでの距離の2倍程度の範囲の流域を管轄する区市町村、処理施設からの排水を港湾及び沿岸海域に排出する場合にあつては排出口から新田式等の概略予測手法により予測された拡散範囲までの距離の2倍程度の範囲の地域を管轄する区市町村

五 利害関係者 処理施設の設置等に関し利害関係を有する者をいう。

六 関係区市町村長 関係地域を管轄する区市町村長をいう。

(申請書等の提出部数)

第3条 申請書及び調査書(以下「申請書等」という。)の提出部数は、各50部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、提出部数を増加し、又は減じることができる。

(都市計画との整合)

第4条 環境局資源循環推進部及び多摩環境事務所は、処理施設の設置等が都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく都市計画決定の対象である場合にあつては、当該処理施設に係る申請書等の告示及び縦覧並びに意見書の提出の手續に当たり、都市計画を所管する課と十分な調整を図るものとする。

(環境影響評価との整合)

第5条 環境局資源循環推進部及び多摩環境事務所は、処理施設の設置等が評価条例第2条第5号の対象事業に当たる場合にあつては、当該処理施設に係る申請書等の告示及び縦覧並びに意見書の提出の手續に当たり、評価条例を所管する課と十分な調整を図るものとする。

(申請書等の告示及び縦覧)

第6条 知事は、申請書等の提出があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を告示するとともに、申請書等を告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供する。また、関係区市町村長に対し広報誌等への掲載について調整することとする。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては名称、所在地及び代表者の氏名)

二 処理施設の設置の場所

三 処理施設の種類

四 処理施設において処理する廃棄物の種類

五 申請年月日

六 申請書等の縦覧場所

七 申請書等の縦覧期間及び縦覧時間

八 利害関係者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨

九 前号の意見書の提出方法、提出場所及び提出期限

十 第八号の意見書に記載すべき事項

十一 その他必要な事項

2 申請書等の縦覧場所は、次に掲げる場所とする。

一 東京都環境局各部のうち、知事の定める場所

二 東京都多摩環境事務所

三 関係区市町村長の意見を聴き、知事の定める場所

3 申請書等の縦覧期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日は休日とし、縦覧は行わない。

4 申請書等の縦覧時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、変更することができる。

（関係区市町村長からの意見の聴取）

第7条 知事は、前条第一項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、関係区市町村長にその旨を通知するとともに、生活環境の保全上の見地からの意見を聴取する。

2 関係区市町村長の意見書の提出期限は、申請書等の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

3 関係区市町村長の意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、関係区市町村長の氏名、所在地及び対象となる事業の名称を記載するものとする。

（利害関係者の意見書の提出）

第8条 利害関係者は、申請書等の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 利害関係者の意見書の提出方法は、持参又は郵送等のいずれかの方法とし、持参されたものにあつては申請書等の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日の午後4時30分までに縦覧場所に届いたもの、郵送等にあつては同日の消印のあるものを有効な意見書とする。

3 利害関係者の意見書は、紙に記載された文書の形式をもって作成するものとする。

4 利害関係者の意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、住所（法人にあつては所在地）及び対象となる事業の名称を日本語で記載するものとする。

（専門的知識を有する者の意見聴取）

第9条 知事は、処理施設の設置等の許可をする場合においては、あらかじめ、当該処理施設の設置等が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かを判断するため、廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項について専門的知識を有する者の意見を聴取しなければならない。

（審査）

第10条 知事は、処理施設の設置等の許可に当たっては、前条で定める専門的知識を有する者の意見又は評価条例第60条の規定による要請があった場合には当該意見又は要請の内容を踏まえ、次に掲げる事項について審査する。

- 一 処理施設の設置等に関する計画が、規則第4条、第12条及び第12条の2で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 処理施設の設置等に関する計画及び維持管理に関する計画が当該処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び規則第4条の2及び第12条の2に定める周辺の処理施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 三 申請者が処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること並びに当該設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- 四 申請者が、一般廃棄物処理施設にあつては法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと、産業廃棄物処理施設にあつては法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 五 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設のうち焼却施設が過度に集中することにより、ダイオキシン類の大気環境の汚染に係る基準の確保が困難とならないこと。

附 則

この要綱は、平成10年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

ただし、第10条第二号から第五号までの規定については、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。